

## 全日本馬場馬術大会出場資格取得に関する公認競技会規程 第16版

### (定義)

第1条 主催者からの申請に基づき本連盟馬場馬術本部が審査の上、承認し公示する全日本馬場馬術大会出場資格取得に関する認定種目を含む馬場馬術競技会を公認馬場馬術競技会（以下公認競技会という）と称する。

### (事務処理)

第2条 公認の承認に関する事務処理については全て本規程による。

### (申請)

第3条 公認競技会を開催しようとする主催者は、開催の1ヶ月前までに申請書（様式A－馬場）を本連盟に提出し承認を受けるものとする。

### (公認申請料・種目認定料)

第4条 公認申請を行う主催者は、申請に合わせて本連盟に公認申請料および認定種目料を納付しなければならない。

- 2 公認の承認をもって当該競技会を公認競技会と称する。
- 3 公認申請料は、1競技会につき50,000円（消費税別）とする。なお、同一日程同一会場で公認障害馬術競技会と併催の場合には、30,000円（消費税別）とする。
- 4 種目認定料は、認定競技として実施する1競技につき5,000円（消費税別）とする。ただし、自由演技課目、FEI ショートグランプリ、FEI インターⅡは種目認定料を必要としない。
- 5 納付された公認申請料および種目認定料は、いかなる場合でも返却しない。

### (承認)

第5条 審査は馬場馬術本部が行い、承認は文書にて通知するものとする。

- 2 公認の承認を受けた競技会であっても実施の基準等必要事項に不備のあることが発見された場合、承認を取り消すことがある。
- 3 承認通知が発行された以後は、認定種目の追加は原則として認められないものとする。

### (主催者)

第6条 公認競技会的主催者である申請者は、本連盟の会員資格を有していなければならない。実行委員会を組成して公認競技会を開催する場合、実行委員会代表者は本連盟の個人登録会員でなければならない。

### (審査事項)

第7条 審査事項は次の通りとする。

- ①競技会の名称（本連盟が主催する競技会や競技を連想する名称は承認しない）
- ②主催者
- ③開催日程
- ④開催場所
- ⑤実施要項（必須：実施課目、適用規程）

同一クラスの認定種目の実施数は、規定演技・自由演技それぞれ1日1回、1大会に2回までとする。

- ⑥予定参加馬頭数

- ⑦大会役員（必須：審判長、チーフスチュワード、オフィシャル獣医師、救護医師または看護師、装蹄師、実務責任者）  
審判団は、審判長リストに掲載された者および本連盟馬場馬術審判員資格あるいは FEI 馬場馬術審判員資格を有する者で編成すること。
- ⑧会場競技設備概要（厩舎数、競技場／練習場サイズ）
- ⑨救護体制
- ⑩公認申請料および種目認定料の納付（振込み受領証の写し添付）

（留意事項）

第 8 条 公認競技会として申請するにあたり、次の事項について留意すること。

- ①馬場
  - a. 適度な広さ
  - b. 水はけおよび砂の深さが適当であること
  - c. 散水システム
  - d. ハロー掛け等のグラウンド整備
- ②安全性
  - a. 一般観客に対する安全性の配慮
  - b. 人馬の救護体制と馬のウェルフェアの確立
- ③外来厩舎
  - a. 適切な広さ
  - b. 放馬防止対策
  - c. 馬洗場の設置
- ④広報活動および観客への配慮
  - a. 広報活動（報道機関に対する公認競技会の開催告知および成績報告の配信）
  - b. 観客席の設置
  - c. 放送など音響設備の設置
  - d. 駐車場の確保
  - e. 飲食関係

（大会役員）

第 9 条 主催者は、必要条件を満たした上で、任意に大会役員を編成することができる。

- 2 審判団は、主催者が審判長と協議して編成することとする。

（審判長）

第 10 条 公認競技会の審判長は、審判長リストより主催者が指名し委嘱する。なお、同一日程同一会場で公認障害馬術競技会と併催する場合、審判長を兼務することはできない。

- 2 委嘱された者は、当該競技会の査定および認定の任務を負うものとする。なお、審判長としての職務は主催者の委嘱に基づき通常通り行うものとする。
- 3 審判長職務に対する経費（謝金、交通費、宿泊費等）は、主催者が負担するものとする。なお、本連盟は、査定および認定の任務に対し、競技実施日 1 日当たり 10,000 円を支給する。

(審判長の任務)

- 第 11 条 公認競技会の審判長は、通常の審判長の任務に加え、認定種目が適正に実施されていることを確認および指導することを任務とする。また、認定種目の成績表が、指定の様式で作成され、記入漏れが無く、電子データとして本連盟事務局に提出されていることを主催者に確認すること。
- 2 公認競技会審判長は、認定種目に関して諸規定の条件を満たしていないと判断した場合、主催者に対して改善を要求することができる。また、対象種目の認定を取り消すことができる。
  - 3 公認競技会の審判長は、編成された審判団メンバーの監督、指導を担当する。

(公認競技会審判長リスト)

- 第 12 条 馬場馬術本部審判部が実績等の審査を行い、馬場馬術 S 級および 1 級審判員資格者の中から次年度の公認競技会審判長リストを作成する。

(認定種目)

- 第 13 条 認定種目は、以下の運動課目とする。

- ① グランプリクラス
  - FEI グランプリ
  - FEI グランプリスペシャル
  - FEI 自由演技グランプリ
- ② インターメディエイト I クラス
  - FEI インターメディエイト I
  - FEI 自由演技インターメディエイト I
- ③ セントジョージクラス
  - FEI セントジョージ賞典
  - JEF 自由演技国体成年馬場馬術課目
- ④ U30 インターメディエイト II クラス
  - FEI インターメディエイト II
  - FEI ショートグランプリ
- ⑤ U30 セントジョージクラス
  - FEI セントジョージ賞典
  - FEI インターメディエイト I
- ⑥ ヤングライダークラス
  - FEI ヤングライダー個人競技馬場馬術課目
  - FEI 自由演技ヤングライダー馬場馬術課目
- ⑦ ジュニアライダークラス
  - FEI ジュニアライダー個人競技馬場馬術課目
  - FEI 自由演技ジュニアライダー馬場馬術課目
- ⑧ 第 5 課目
  - JEF 馬場馬術競技第 5 課目 B
  - JEF 馬場馬術競技第 5 課目 A

⑨第 4 課目

JEF 馬場馬術競技第 4 課目 B

JEF 馬場馬術競技第 4 課目 A

⑩第 3 課目

JEF 馬場馬術競技第 3 課目 B

JEF 馬場馬術競技第 3 課目 A

- 2 同一日において、同一馬場で同一課目の認定種目と非認定種目を行う場合、認定種目を先に行なわなければならない。
- 3 非認定種目を含めて、公認競技会において実施できる課目は以下のみとする。これ以外の課目を実施する場合は、公認競技会と併催の競技会として別途実施要項を作成し、公認申請時に提出すること。
  - ・ FEI 制定課目
  - ・ JEF 制定課目
  - ・ 総合馬術運動課目

(認定種目の参加資格)

第 14 条 認定種目に出場する競技者は、本連盟騎乗者資格 B 級以上を取得している者のみとする。

- 2 認定種目に出場する競技馬は、本連盟の乗馬登録が完了している馬匹のみとする。なお、競技馬は、1 競技 1 回限りとし、オープン参加としても出場できない。
- 3 出番については打ち合わせ会決定時を最終として、その後の出番の変更は認められない。ただし、落鉄等の案件に対しては審判長または主任審判員の判断にて、出番を変更することができる。

(競技場の条件)

第 15 条 競技を実施する場合、競技場（インドアを含む）として 20m×60m の馬場を有し、3 名以上の審判員席を設置できなければならない。また、準備運動場は、原則として競技場に隣接しているものとし、その大きさは 20m×60m が望ましい。

(公認の表示)

第 16 条 主催者は、当該競技会の開催に当たり、ポスター、看板、プログラム、その他の配布物あるいは掲示物に、「公益社団法人日本馬術連盟公認競技会」である旨を表示するものとする。

(報告書)

第 17 条 主催者は、公認競技会終了後 1 週間以内にプログラムを添付して、実施した全ての認定種目の成績表（書面）および自由演技に使用した CD の録音利用明細書（書面）を書面で本連盟事務局に提出するものとする。

- 2 審判長は、公認競技会終了後 1 週間以内に別に定めるオンラインフォームにより公認競技会の実施状況報告書を書面で本連盟事務局に提出するものとする。
- 3 臨場した獣医師は、別に定める様式により獣医事報告書を主催者に提出し、主催者はそれを公認競技会終了後 1 週間以内に当連盟事務局に提出するものとする。

(競技成績)

第 18 条 主催者が公式記録として提出する競技成績は、指定のフォームにより電子データとして提出すること。

- 2 公認競技会審判長は認定種目の成績表と併せて、指定フォーマットにある表紙シート（役員実績表）に、公認競技会に従事した役員の実績を入力し、署名の上本連盟事務局に報告すること。

（全日本馬場馬術大会）

第 19 条 全日本馬場馬術大会への出場権については以下のとおりとする。

- ① 原則として事前に指定した期間に開催された公認競技会において実施された認定種目で獲得したランキングポイントにより、全日本馬場馬術大会への出場権を付与する。なお、出場権の付与については馬場馬術本部が決定し、実施要項に定める。
- ② 公認競技会の自由演技に出場する場合は、競技会ごとに、音楽（CD）の録音利用明細書を、競技会の申込時に参加申込書と併せて主催者に提出する。オリジナル曲の場合も必ず提出する。
- ③ 全日本における自由演技を含む競技に出場権を得た場合においても、音楽（CD）の録音利用明細書を、大会の申込時に参加申込書と併せて主催者に提出する。提出していない選手の出場は原則として認められない。

（ポイント集計）

第 20 条 ポイントの集計は以下の通りとする。

- ① ポイントは、認定種目のクラス毎に選手、馬匹および人馬のそれぞれに対して付与し集計する。
- ② 担当した審判員全員の最終得点率（%）をポイント集計の対象とする。なお、小数点以下第 4 位を切り捨てとする。
- ③ ランキングポイントの計算方法は以下のとおりとする。
  - a. 自由演技を含むクラス：指定期間中に規定演技で得た上位 3 成績と、自由演技で得た最上位 1 成績を合計し、4 で除したものをランキング上のポイントとする。  
なお、対象となる成績が 4 に満たない場合でも、獲得した成績を 4 で除したものをランキング上のポイントとする。
  - b. 自由演技を含まないクラス：指定期間中に得た上位 3 成績を合計し、3 で除したものをランキング上のポイントとする。  
なお、対象となる成績が 3 に満たない場合でも、獲得した成績を 3 で除したものをランキング上のポイントとする。
- ④ ポイントの対象認定種目への出場回数の制限は問わない。
- ⑤ 主催者から提出された成績表が唯一の公式記録としてランキングポイントに反映される。
- ⑥ 公認競技会の自由演技に使用した音楽（CD）の録音利用明細書が提出されていないことが確認された場合は、その時点でその成績は抹消する。

附 則 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日より施行し適用する。

附 則 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日より施行し適用する。

附 則 第 4 条 3、第 11 条⑦、⑩、第 12 条 2、3、第 22 条は、平成 17 年 8 月 30 日より施行し、平成 17 年 9 月 1 日より適用する。

附 則 第 7 条削除、第 8 条②削除、第 10 条、第 23 条は、平成 17 年 8 月 30 日より施行し、

平成 18 年 4 月 1 日より適用する。

附 則 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日より施行し適用する。  
第 7 条⑦、第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条④⑦

附 則 この規程は、平成 18 年 10 月 2 日より施行し適用する。  
第 10 条、第 13 条②⑧⑨⑩、第 22 条②、第 23 条

附 則 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。  
第 13 条

附 則 この規程は、この規程は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。  
第 5 条、第 8 条

附 則 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。  
第 2 条、第 13 条

附 則 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。  
第 4 条、第 13 条、第 19 条

附 則 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。  
第 4 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 15 条、  
第 19 条、第 21 条、第 22 条

附 則 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。  
第 3 条、第 4 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 13 条、第 18 条を 8 条に移動、以降条番号繰り  
上げ、第 21 条

附 則 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。  
第 13 条種目追加、2 新設、第 17 条削除、以降条番号繰り上げ、第 18 条 2 新設

附 則 この規程は、平成 28 年 5 月 16 日より施行する。  
第 13 条

附 則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。  
第 17 条、第 19 条、第 20 条

附 則 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。  
第 13 条

附 則 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。  
第 4 条

附 則 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。  
第 13 条、第 14 条

附 則 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。  
第 13 条

附 則 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。  
第 4 条、第 13 条、第 17 条